

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 30 年 8 月 21 日

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	高	岡		香
同	太	田	眞	晴
同	佐	藤		光
同	高	橋		稔

1 措置の対象となった監査の結果

平成 30 年 1 月 5 日（神奈川県公報定期第 2950 号）神奈川県監査委員公表第 1 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会分 1 箇所に係る 2 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

出先機関で認められた不適切事項または要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立鶴見養護学校	平成29年10月23日（平成29年9月8日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 収入事務において、県立学校施設開放事業に伴い利用者から徴収する電気代実費相当額 1 件、660 円を徴収していなかった。</p> <p>2 契約事務において、消防設備点検（下半期）及び防火設備・防火対象物点検業務委託契約（契約額 236,736円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる支出負担行為に係る伺いへの履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、関係帳票の確認が不十分であったものであり、当該利用団体に対し説明を行い、平成29年11月28日に同団体から収入した。</p> <p>    今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、神奈川県財務規則等の関係規定の理解及び確認体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>    今後は、このようなことがないよう、職員に対し神奈川県財務規則等の関係規定について周知徹底を行うとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>